

ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

東海4県（愛知、岐阜、三重、静岡）以外のゆうちょ銀行・郵便局で特別徴収税額の払込みを希望される方は、第1回分納入の際、右の「指定通知書」をゆうちょ銀行・郵便局へ必ず提出してください。

右指定通知書にゆうちょ銀行名・郵便局名、提出年月日を記入してください。

ゆうちょ銀行名

ゆうちょ銀行 ○○店長 様

郵便局名

○○郵便局長 様

※ゆうちょ銀行・郵便局以外の金融機関を利用される場合は、2ページの納入場所をご参照ください。

令和 年 月 日

様

新 城 市 長



指 定 通 知 書

地方税法第321条の5第4項の規定により貴店を当市の市民税・県民税（特別徴収税額）の払込みの取り扱いをするゆうちょ銀行・郵便局に指定したため通知します。

記

- | | |
|------------|--|
| 1. 認 可 番 号 | 振画第927号 <small>〔名古屋貯金事務センター〕
平成10年3月6日</small> |
| 2. 口 座 番 号 | 00880-8-960987 |
| 3. 加入者の名称 | 新城市会計管理者 |
| 4. 取りまとめ店 | ゆうちょ銀行
名古屋貯金事務センター |